

～今月1日から働き方改革が始まります～

今月1日から長時間労働の是正・柔軟な働き方がしやすい環境整備を図るため、労働基準法及び労働安全衛生法が改正され、働き方改革が始まります。主な内容は次のとおりです。

1 労働基準法の一部改正

① 時間外労働の上限規制の設置【中小企業は2020年4月1日施行】

時間外労働は、原則、1月45時間、年360時間以内
特別事情がある場合でも1月に法定休日労働を含めて100時間未満（月平均80時間）、年720時間を限度

- ▼ 新技術・商品の研究開発業務は適用除外
- ▼ 建設業、自動車運転者、医師、鹿児島・沖縄の製糖業は5年の猶予等の特例

② 中小企業における月60時間超の時間外労働の割増賃金率（50%）の適用【2023年4月1日施行】

③ 年次有給休暇の年5日の取得義務付け

④ フレックスタイム制の清算期間の上限を3か月間に延長

⑤ 特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度（年収1000万円程度以上））の創設

2 労働安全衛生法の一部改正

① 新技術・商品開発業務従事者、高度プロフェッショナル制度対象者への面接指導等の実施

② 労働時間の状況の把握の実効性確保（客観的把握を省令で定めることを明記）

③ 産業医・産業保健機能の強化

当署で相談支援を行っていますので、電話（0997-52-0574）を！

だより
労基署

第142号
H31.4.1

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP
(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>)

鹿児島県の最低賃金
1時間 **761**円

労働条件相談ホットライン
長時間労働や賃金不払残業などのご相談を夜間・土日に無料で受けします。
0120-811-610

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
(<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)

労働基準関係法令各種様式集
(https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html)

労災かくしは犯罪です。

労災事故が発生した場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を届ける必要があります。健康保険は使えません。

働き方・休み方改善ポータルサイト

～ 効率的に働いてしっかり休むために ～
企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。

(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)